

競売の申し立てがされた
不動産物件情報を
いち早く、速報で！

差押物件速報

「配当要求終期の公告」速報

「配当要求終期の公告」とは？

不動産の競売が債権者によって申し立てされると、裁判所は所定の手続きにもとづき、対象となる不動産物件を差押えることになります。その後、裁判所は「今度この不動産物件が競売になりますので、競売売却代金から貸したお金の返済を受けることができる人は○月○日までに申し出て下さい」という告知を行います。これが「配当要求終期の公告」です。

この「配当要求終期の公告」は、裁判所の物件閲覧室にファイルが備え置かれる形で公示されます。

ポイント

「配当要求終期の公告」で公示される不動産物件の多くは、約3～6ヶ月後に競売物件として公示され、入札→売却されることになります。

また、この情報は、毎週、裁判所に足を運ばなければ入手することができません。

差押物件速報

なら…

「配当要求終期の公告」で公示された物件情報を、いち早く速報で入手可能！
毎週裁判所に出向く必要もコピーの手間も必要ありません！

また、情報は見やすく整理しやすい一覧表にまとめてお届けします！

メリット1 競売で売却される数ヶ月前に情報を入手

入札が開始される3ヶ月以上前から物件の所在を知ることができるので、事前に十分な調査や準備をすることができます。

メリット3 今後の競売市場の動向を予測できる

数ヶ月から年単位での、中長期的な公示物件の件数や動向の予測に役立ちます。

メリット2 「任意売却」の物件情報収集に

債権者、債務者、所有者の話し合いのもと、競売にかけずに不動産の売却をおこなう「任意売却」。
この任意売却物件の情報源としては欠かせません。

電子メール（PDFファイル）またはファックスにて最新情報を送信いたします！（選択可）
物件情報は毎週送信、年間で約50回*の情報ご提供となります！

*予定回数、実際回数は裁判所のスケジュール等によって変更となる場合があります。

差押物件速報 【お申込み用紙】 「配当要求終期の公告」速報		お申し込み先： 令和 年 月 日 FAX⇒ 096-363-2598	
お名前		ご担当者様（法人様のみ） (印)	
ご住所（アパート・ビル名・部屋番号までご記入下さい） 〒			
お電話番号		年会費 6,000円／年（税別）	
送信方法 ※ご希望の送信方法をご選択ください。	<input type="checkbox"/> 電子メール		メールアドレス
	<input type="checkbox"/> ファックス		ファックス番号

■お申し込み方法 お申込み用紙に必要事項をご記入後、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

■宛先・お問合せ 〒862-0971 熊本市中央区大江6丁目24-14 TEL 096-366-0555
(株)中央広告社 競売情報係 FAX 096-363-2598